

大学間競争に関する言説の限界を考えるための根本的考究

桐 村 豪 文

はじめに

昨今、高等教育の質的向上について、当為的にその考えが言明されるとき、あるいは事実的に思想の存在が記述されるとき、その全面を占めるものではないにしろ、競争的環境という言葉が散見される。競争的環境は単に、高等教育機関の諸活動を対象として記述されうる一つの状況であるのみならず、論理上そこから他の概念を演繹しうる論理的源泉たる概念でもある。後述するとおり本稿の目的は、この概念を対象として、この概念記述をその記述可能性まで含め論理的に追究すること、そしてそこから他概念が演繹されるこの論理の真偽を追究するための手がかりを見出すことにある。そのためにはまず、競争的環境という名で写像される概念の中身について、実体として存在しないがゆえにその語られ方を文脈の中で明示させることが必要であろう。

まず答申から競争的環境の位置づけを捉えるならば、大学審議会（以下、大学審）答申「平成12年度以降の高等教育の将来構想について」（1997年）では、

18歳人口が急減し、高等教育の規模の縮小が見込まれる時期においては、従来のような計画的な整備目標を設定するという手法をとることは適当でないことから、想定しうる三つのケースを示した。・・・いずれのケースについても、18歳人口の急減に伴い、個々の大学等について見れば、定員の充足に困難を生ずるなどの厳しい環境が予想されることから、各大学等において、社会や学生のニーズに対応したカリキュラムの編成、指導方法の改善充実などに積極的に取り組む必要があることを指摘したところである¹。

今後予想される一層競争的な環境の中で、各高等教育機関が多様で活力ある発展を続けていくためには、各高等教育機関が自らの責任で創意工夫を行い、教育研究の質的向上への自己努力をすることを基本として考える必要がある。また、「質」の在り方についても一律に考えるべきでなく、各高等教育機関が、それぞれの理念・目標に基づいて、それぞれに質的向上に努めていくことが必要である²。

と、臨時教育審議会の自由化論、またそれに続く大学審の「個性化・高度化・活性化」の方

針に沿い、1970年代の中頃から継続されてきた、文部省の規模の抑制という政策手段ではなく、競争による質的改善という間接的かつ微視的な政策的立場をとっている。定員抑制策を放棄し、社会のニーズの多様化への対応、そして質的向上という課題解決を大学等の主体に求めているのである。

大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について―競争的環境の中で個性が輝く大学―」（1998年）においては、

今後、進学率は上昇するものの、18歳人口の減少に伴い入学者数は減少していくと予測され、個々の大学等によっては定員の充足が困難となるなど厳しい経営状況を迎えることも予想される。・・・各大学等においては、このような競争的な環境の中で、社会や学生の変化に適切に対応し組織編制や教育内容等の改善・充実を進め個性豊かな魅力ある大学等を実現できるよう、その存立をかけて一層努力することが求められる³。

として、既述の答申と同様、「個性化・高度化・活性化」という基軸に則り、加えて、競争に、個性化及び質的向上を導出しうる可能性をみた上で、個々の大学にそれらを求めている。競争という語についてみるならば、「競争的環境の中で・・・存立をかけて」という記述から、18歳人口減少からその結果として各大学の存立の危機の可能性＝大学間競争という状況が語られていること、すなわち18歳人口減少と大学間競争、大学の存立との間における論理的关系の存在が、暗黙のうちに示されているのである。

中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」（2005年）においては「個性化」についてより具体的に詳述され、

学術研究の高度化、学習需要の多様化、社会の価値観の変化、国際化・情報化の進展等の中で高等教育が今後ともその役割を十分に果たすためには、各高等教育機関が競争的環境の中でそれぞれの個性・特色を明確にし、全体として多様な発展を遂げていくことが必要である⁴。

国公私それぞれの特色ある発展と緩やかな役割分担、質の高い教育・研究に向けた適正な競争が目指されるべきである⁵。

今回の将来像においては、① 18歳人口の減少や大学・短期大学の収容力（入学者数÷志願者数）が100%に達するなどの状況を踏まえた高等教育の量的変化の動向 ② 新時代の高等教育が全体として多様化して学習者の様々な需要に的確に対応するために求められる高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化 ③ 学習者の保護や国際的通用性の保持のための、事前・事後の評価の適切な役割分担と協調の確保による高等教育の質の保証 ④ 個性・特色の明確化を通じて教育・研究の質の向上を目指す各高等教育機関の在り方・大学（学士課程、修士・博士・専門職学位課程、短期大学の課程）・高等専門学校・専門学校 ⑤ 高等教育の発展を目指した社会全体（国・地方公共団体や産業界等を含めて）の役割の重要性 等が主要な柱となっている⁶。

と、従来と同一方向の枠組みの中で、第三者的視点から今後の高等教育像が語られている。

そして競争についていえば、質的向上を目指して「適正な競争」の必要性が述べられている。

如上の答申において共通して見られる特徴は、可能的消費者たる18歳人口の減少に端を発する競争的環境を所与の条件としているという点である。ここで語られる競争は、「18歳人口の減少」に関わり、「存立」をかけた競争、つまり大学の対学生という関係における競争が大学間競争の一つとして暗黙裡に示されている。こうして対学生という関係の上で、「18歳人口減少→大学間競争」という論が導出される。しかし、「18歳人口減少」は物理的に観察される事実であるが、「競争」はそういった対象ではなく、延長をもたない関係的な状況である。物理的に直接観察されえない対象であるが、しかし根拠をもたずして「競争が存在する」とは語りえず、それゆえ「競争」の概念記述を行う必要がある。（これについては2. 1. で行う。）

再び答申の内容に戻ると、如上の答申はすべて、競争的環境「によって」質的向上「がもたらされる」という事実言明の論は立てず、この競争的環境「の中で」質的向上「の努力をしなければならない」という当為言明の形式をとっている。その点で以下に示す、競争的環境「によって」質的向上「がもたらされる」とする論（「大学間競争→質的向上」）とは異なるわけであるが、しかし事実的に語られるとしても、そのうちには当為言明が包含されているわけである。であるからこそ価値的対立を孕んであるわけである。では両者の間で決定的に異なることは何かといえば、「質」という言葉の定義の明確性にある。事実言明においては、「質」という言葉の定義はより明確であり、したがってその真偽の検証はより明確になされうるのである。

続いて、大学経営に関する論文・論考においては、如上の事実言明が肯定的あるいは否定的に語られている。矢野眞和・濱中淳子（2006）⁷は、『「市場化による大学間の競争が大学教育の質を向上させる」かのような言説ばかりが流行している」と第三者的立場からやや否定的に評価し、天野郁夫（2004）⁸も、「これからは、高等教育も市場主義の時代で、規制を緩和して競争原理を大幅に導入する。大学間の自由な競争に委ねておけば、『見えざる手』が働いて効率的な教育システムができるのではないか。自由主義経済学者たちはそう言っています。教育は可能な限り規制しない方がいい。小中学校から学校選択の自由を認めたほうがいい。互いに競争させれば教育が活性化され、質が向上するというのです」と、競争を大学の効率化、活性化というベクトルに整合性をもつ手段として認識する主張の存在を示している。

他方、大学間競争に関する言明に対して肯定的、積極的姿勢を示す事例として、清成忠男(2003)⁹は「大学間競争が激化している。今後、競争の形態は多様化しながら、競争は激化の度を強められると思われる。そして、改革が競争の主要な手段になり、その改革の結果として大学が再生される。」「大学全体の姿は、参入や退出の自由を認め、各大学が自由に競争し、その結果として事後的に確認しうるにすぎない。各大学がそれぞれ目標を定めて動く。競争の過程で淘汰が進み、棲み分けも生ずる。結果として、自ずと種別化が生じ、全体の規模も決まってくる¹⁰」と、大学間競争を前提的事実として認め、その上で環境適合戦略の必要性を唱え、延いてはそれにより大学の再生の可能性をも主張している。八代尚宏(2003)¹¹は、『教育サービス』の質向上のためには、他のサービス分野と同様に、『消費者主権』の前提で、事業者間の競争を促進することが基本となる。教育市場での競争機能を円滑に維持することが、政府の基本的な役割となる」と、競争を前提的事実としてのみならず、「消費者主権」という基準に即して考えるならば、質的向上のためには促進して導入すべき手段として、肯定的・積極的に評価している。

本稿では以上の言明の真偽の検証を行うための土台を構築したいと考えている。この言明の検証を行う上で、まず行うべきことは、「大学間競争によって本当に大学の質的向上はもたらされるのか」といった問いを立てるのではなく、そもそも「競争がそこに存在する」と語りうるための条件は何かということ、そしてそこで語られる大学間競争とは「競争→質的向上」という論理で語られる場合の「競争」でありうるか、またその前提としてこの「競争→質的向上」という論理で語られる場合の「競争」とはいかなる「競争」であるのかという、そこから演繹され語られるすべての命題にとっての論理的土台の構築を遂行することである。これを遂行するためには、当為性は含まず、事実に対応させ、語りうる限りにおいて語ることが必要である。実体として存在しえない関係的要素を、その論理的土台を反省的に問い返すことなく、あたかも実体的存在であるかのように語られる論議においては、真偽の検証可能性の有無という論理的意味の上では、何ら意味を見出されない。真理性を追究する、論理的であるべきであるという姿勢をとるならば、論理的土台は構築されなければならない。そうでなければ論理的土台は共有されないわけであり、よって真理性をも共有されえないからである。

以下、「競争」という概念について、その論理的土台を構築する試みを遂行し、その後に「競争→質的向上」という論理命題に示される「競争」概念と照応させ、その命題の真理的可能性を検討するための条件を発掘しようとするわけであるが、その前提としてまず「真理

性」「正しく語るとはどういうことか、いかにして可能か」という問題について一度考える必要がある。

1. 真理性の前提

1. 1. 真理の共有、真理の不可避性、内側からの制約

真実を語らなければならないということは普遍的真実ではなく一つの価値・立場でしかないだろうが、その信念のもと語ることが遂行するならば、いかにして真実は語られうるのだろうか、それが真実であると断定しうる条件は何であろうか、真実であることの条件とは、いかなるものであろうか。

まず一つは、①真理とは共有されることを要請するということである。西研（2005）の、フッサール現象学を通じて見出した「普遍洞察性」¹²（誰もが洞察し納得可能であり、そうして得られた真理は共有されなければならない）という概念は、真理の共有基盤を確保するためのルールの一つを言い当てるものである。これはマックス・ウェーバーの「科学に携わるかぎり、経験的実在を思考によって秩序づけ、その妥当を」、文化的差異によらず、全ての人に対して「要求するような真理を、探究する」必要がある、という考え方とも共通するものである¹³。ただし、真理の共有という前提は、共有しなければならない必然性は導出されえず（共有しないという自由の余地は与えられている）、よって一つの価値・立場でしかない。

また一つには、②真理とは当然のことながら、偽ではなく真と認められる事実であり、示される根拠に従う限り、個人の自由意志によって偽と判定する自由の余地は与えられていないわけである。原理上人はいかなる事柄も自由に語りうる（非論理的な断定や、事実を即さない事柄であっても）。しかしそれが真理という領域になると、語りうることは制約されねばならない。翻せば、我々は語りうることしか語ることはできないのである。したがって真理の共有という側面からいえば、共有される真理とは、共有可能である上に、共有せざるをえない事実であることを条件とする。さらに真理が与えられる根拠について換言するならば、真理の根拠は信頼の根拠¹⁴と同一視することはできず、真理の根拠であることの条件はその受容の不可避性にある。

また一つには、③共有されうる限りにおいて語りうるのであり、洞察可能な限りにおいて語りうるのである。よって真理とは、外側（外界、世界）から規定されるのみならず内側（認識、論理）から規定されるものでもあるということである。②に示したように、真理は

自由の余地を制約するものであるから、外側から与えられる事実はまさに、そうでないものを真と判定できない（ある対象が存在することを存在しないと語ることとはできない）わけであり、また一方、認識の外にある事象（神など）を真偽判定の対象とすることや、論理に則らずして真偽の判定を下すことは真理の共有へは結びつかないがゆえに、内側からも自由の余地は制限されているのである。

以上三つの真理の条件、①真理とは共有されなければならないこと、②真理とは不可避免的に真と判定せざるをえない事実であること、③真理は外側のみならず内側からも規定されるということを提示されるならば、さらに以下の問題が浮上する。つまり、④いかなる根拠が真理の根拠となりうるか、⑤いかにしてその根拠は洞察されうるのか、⑥真理が共有されるべきものであるならば、誰が共有できるのか、真理の根拠は誰が共有されうるのか、洞察されうるのは誰か、という問題である。後述する真理の権力性という側面を考えれば、共有されるものがすべて真理とは限らない。④真理を提示する上では根拠が付与されねばならず、しかしその根拠は共有される真理の根拠でなければならない。ではその真理の根拠とは何か示す必要があるのだが、それを洞察可能性という視点から見なおしてみれば、⑤我々はあらゆる根拠から洞察可能な根拠を選び取っているわけではなく、③に示したように、そもそも洞察可能な限りにおいてしか洞察可能な根拠、共有されうる根拠は示されないものであり、よって真理の根拠は洞察可能性の限りにおいてのみ与えられるものである。ではさらにその共有して洞察可能な根拠は、いかにして洞察可能なのであろうか。これについては、⑥真理の共有、真理の根拠の共有、洞察可能性の共有を前提とするならば、それらが可能な者の限りにおいてそれらは共有されうるのであって、根拠が共有されない限り、また洞察可能性が共有されない限り、真理は共有されえないのである。翻せば洞察可能者であるから洞察可能なのである。したがって、共有される真理とは何かという問いに取り組むならば、何が真理か、何が洞察可能な対象か明らかにすることよりも、③内側から規定する条件、洞察の共有を可能とする条件を示すことにより、⑥その洞察可能性を共有する者が誰かを規定すれば、⑤その洞察可能な根拠が示される限りにおいてその根拠は真理の根拠であり、そしてその根拠に裏打ちされるならば、①真理は共有されうるのであって、②その限りに真理は制約されるのである。では、洞察可能性を共有するためには何を我々は共有すべきなのか、洞察の共有を可能とする条件とは何であらうか。

1. 2. 論理の必要性

一つは、論理である。(ただし、本稿では論証上、現象学で提示される知覚直観など¹⁵、他の条件を提示する必要がないため、「論理」のみを提示する。) 当然のことながら、論理を有するものでなければ洞察不可能である。これはすぐ後に述べるように、真理の権力性という側面にも関わるのだが、洞察可能性の共有を前提とするならば、論理の存在は必然である。もちろん、論理的矛盾を誤って導出してしまふ自由は有している。しかしここでそれを矛盾と判断しうることこそ論理を有していることの証左であり、論理的矛盾を発見するためには論理を有していなければならず、真理を語る上でも、真偽の検証を行う上でも(ポパーのいう反証可能性¹⁶も含め)、論理を有していなければならないのである(ウィトゲンシュタインと同様)。

こうして論理を有さない者は真理の領域から排斥されるわけだが、しかし排斥される者は、真理の探求上排斥されざるをえない者でなければならない。例えば、非論証的な真理の断定がなされた場合に、非論証的でありながらそれに権威付けがなされることを通じてそれを共有することのできない者の考えを真ではないとして排斥することは、単なる根拠の示されえない独断的、権力的行為に過ぎない。真理とは、自由を制約するという側面を有するがゆえに権力的行為であらざるをえないが、しかしそれは必ず受容せざるをえないものでなければならない。そして論理を有する者であれば、本当に正しいか否か洞察可能な論証の仕方が提示されなければならない、真偽の検証を行う可能性が等しく与えられなければならない。権力性をもちながらも、それに対する検証機会は付与されなければならないのである。そうでなければ、真として提示された命題は、自らの非論理性という身分により、真か偽か判定されえず、したがって検証の対象として成立しないのであるから、その意味で無意味な命題となる。

「論理」が洞察の共有を可能とする条件として提示されることは当然のことと感じられるが、しかしここで何より重要なのは、論理をその条件として提示する以上、その提示の仕方自身も論理的でなければならないということである。独断的権力的な提示が許されないならば、以上のように「真理の共有」という前提から演繹されなければならない。ただ「真理の共有」という前提は、本節の冒頭で述べたとおり一つの価値・立場に過ぎないため、その前提は演繹されえないが、この点においても重要なのはそれ自身が共有されるか否かである。よって「真理の共有」という前提自体が共有されるならば真理は共有されるものであるという前提に立脚することが可能となるわけで、それ自体共有されない自由の余地は残されてい

るわけである。しかしもし一度「真理の共有」という前提を共有するならば、論理性の前提は受容せざるをえないのである。

以上、洞察の共有を可能とする条件として「論理」が示されたわけだが、論理が受容されるならば、副次的に他の受容せざるを得ない条件も導出される。一つは、他概念との整合性。たとえば「Aは競争的關係の中に存在する」という命題について考えれば、当然「Aは競争的關係の中に存在しない」という命題と否定の論理関係にあるのであり、よって否定の論理関係にあるように、論理領域を分断しなければならない。「Aは競争的關係の中に存在する」という命題について真なる事実を語るならば、同時に「Aは競争的關係の中に存在しない」という命題においては偽と判定されるものでなければならないというわけである。

また、③の内側から真理は規定されることから導出されることには、真偽を判別するとしても、二値性の原理（解は「真」か「偽」のいずれかであるという考え方）を取る必然性はない。「わからない」を解とせざるをえない命題も現に存在する。例えば「神は存在する」という命題に対して、今まで神を見たことがない経験から「神は存在しない」と判断し、命題を棄却することはできない。見たことがないことと存在しないこととは異なる。よってこの場合の解は「わからない」である。真理の共有という前提に立脚するならば、論理性とはあらゆる事象について真偽を判定するのではなく、語りうる限りにおいて、洞察可能な限りにおいて、その真偽を判定することである。

以上の真理性の前提を踏まえ、「競争」という関係論的概念の一般的記述、そして「競争→質的向上」で語られる際の「競争」の概念の記述を試みる。

2. 競争とは

第1節にて「18歳人口減少→大学間競争」という論の存在を示した際にも触れたが、実体として存在しない「競争」について、確かにそこに「競争が存在する」と語るためにはいかなる条件が必要なのか。また「質的向上」がもたらされると語られる「競争」とはいかなる「競争」であるのか、翻れば、なぜ「競争」が「質的向上」をもたらすと論じうるのか。本節ではまず前者について考えることとする。

2. 1. 複数の存在者

「競争が存在する」と語るとき、まず一つに、複数の存在者がその語りの対象として存在しなければならない。論理的整合性からその対偶を考えれば、「複数の存在者が存在しない」

ならば、「競争が存在する」とは語りえず、ゆえに「競争が存在する」と語るとき、必ず複数の存在者が語られる対象として存在していなければならない。ただし、存在のあり様について、その空間的距離に条件付けを行うことはできない。現に反証として、空間的距離に条件付けをせずして競争的關係が語られることがあるからである。

ここで「競争が存在する」と語られる対象を「存在者」と呼称する理由は、あるいは「競争者」とか「競争的環境にある存在者」という呼称を用いない理由は、「競争」という関係、あるいは「競争者」としての属性が、前述定的に存在しないからである。まずもって存在するのは、そこに延長をもち実体的・物理的に存在する存在者である。競争者という呼称が与えられるためには、競争者と呼称できるための、關係的な位置づけが与えられなければならない。競争者は実在に対応する実体的な呼称ではなく、關係的な位置づけが与えられて初めて付与される呼称である。

2. 2. 關係とは

ではその語りの対象たる存在者に「競争者」の呼称が付与されるためにはいかなる条件が必要か。まず一つに、語られる対象の存在者は単に存在しては「競争者」とは語りえない。「競争者」としての呼称が付与されるためには、語りの対象としての存在者が「競争」という關係を有していなければならない。では、「競争」という關係を有するとはいかなる状態を指しているのか、またさらにそれ以前に、關係を有するとはいかなる状態を指しているのか。

まず後者についてだが、真理の共有という原則から考えるならば、關係は存在者間に存在するものとは語りえない。存在者の間には何の実体も存在していない。存在者から独立してその間に存在する構造として關係は捉ええない。そのように語るとは、洞察可能性の原則に反するからである。よって關係という事實は、語られる対象としての存在者個体にその生成の源泉を求めなければならない。

存在者は単に存在する以上に、必ず何らかの属性を有さざるをえない。属性をもたない存在者は存在しない。属性とは、対象の存在者が何たるかを規定するものであり、一つは、受容せざるをえない特質、形相（男女、容姿など）、あるいはその対象者のもつ過去・経験という確定的事實、そして形相、確定的事實に基づく限りにおいて可能性として得られる可能的事實を含む。可能的事實についてさらにいえば、存在者の属性たる事實に基づかないならば、あらゆる事實が可能性として与えられる。しかしそれでは存在者が何たるかを規定しえ

ない。すでに属性として受容せざるを得ない事実に基づく限りにおいて得られる可能性は、現に存在する存在者の相対的位置、属性を示すものであるがゆえに、可能的事実についてはその限りに制限する必要がある。

また、属性は常に相対的論理の上で考慮すべき問題であり、ある属性が真であると語りうるのは、そうでない場合の可能性が相対的に否定されうる場合に限られる。男であると語りうる時、同時にそれは男ではないと語りうる根拠、事実が示されえないときである。

そこで、関係の生成を存在者個体に求めるならば、関係の生成の源泉は、そうした共有される属性にある。ある「関係が存在する」と語るとき、それを真とするための必要条件は、共有される属性に求められねばならない。

たとえば「AとBとの間に親子関係が存在する」と語るとき、前述のとおり、その根拠を、親子としての相互認識には求められえない。いかなる時点においても、いかなる人間であっても洞察しえないからである。相互認識への依拠は、非論証的な信念でしかない。論証可能性、洞察可能性を前提として真理を語るならば、確定的事実、可能的事実がその必要条件として提示されなければならない。ただし、ここで示しうるのはあくまで必要条件であり、十分条件ではない。提示する条件によって論証が完了したり、対象の命題が確定的に規定され語られるわけではない。ここで提示するのは、語りうるための前提的条件であり、それが満たされない限り語りえないものである。したがって、「AとBとの間に親子関係が存在する」と語るためには、親子関係が存在すると語りうる確定的事実が両者に共有される事実として存在しなければならない。洞察不可能な時点においてはその根拠は確信を与えるための根拠でしかないが、しかし相互認識を持ちうるのは、あるいはその確信をもちうるのは、前提として確定的事実が共有して存在しており、ある時点においては洞察可能であったからである。そして親子関係と他の関係との相対的位置が異なるのは、確定的事実の相違に加えて、そこから派生する可能的事実においても相違が生成されるからである。

2. 3. 「競争が存在する」と語りうるための必要条件—可能的獲得対象

では、「競争」という関係については、いかなる属性の共有が前提条件としてあるのか。複数の存在者が存在する中で、「競争が存在する」と語りうるためには、当の存在者にいかなる関係、属性の共有が必要なのか。

一つは、語られる対象としての複数の存在者は、単数あるいは複数の同一対象を可能的獲得対象と設定し、かつその対象は当該存在者にとって可能的獲得対象でなければならないと

いうこと。すなわち、対象が同一であり、その獲得の仕方は排他性の可能性を常にもち、語られる対象としての存在者すべてがそれを獲得する可能性を持っていない限り、「競争関係が存在する」とは語りえないわけである。

例えば競走においては、順位という有限的な可能的獲得対象を目指し、一連のプロセスの結果として順位が与えられる。そしてその順位は排他的であり、共有して得られるものではない。またすべての走者は、各々においてその可能性の大きさに違いはあれども、論理的にはすべての順位の獲得可能性が与えられている。例えば走者がA、B、C、D、Eの5人だとすると、そのすべての走者に対して、「Aが1位である」「Aが2位である」・・・「Eが5位である」まですべて語りうるわけである。よって、論理形式上では120通りの可能性が存在し（途中棄権などを含めればさらに可能性は拡大するが）、そのいずれも否定されるべき可能性としては存在していない。換言すれば、論理的可能性として5人に対象の獲得可能性が与えられていない限り、5人の間に競争関係が存在するとは語りえないのである。特定の存在者の論理的可能性が否定されるとき、つまり獲得可能性が0であるとき、当該存在者は競争関係から排除されている、他者との間に競争関係が存在しないといえるのである。

以上、可能的獲得対象の獲得可能性について、論理的可能性という視点から「競争」関係の必要条件を示したわけだが、しかし論理的可能性の視点からすべての可能性を等しく扱っていると、少し奇妙なことになる。もしすべての可能性が等しく与えられているのならば、一つの可能性が顕現化、事実化することは偶然性によることになるのである。またもし、すべての可能性が偶然性まで含めて厳密に等しいとすれば、どの可能性も現実に現れることはない。他の可能性ではなく、特定の可能性が事実化する根拠がそこにあるからである。他の可能性を差し置いて特定の可能性が事実化するとき、事実化する可能性が等しいのであれば、それは偶然によるものか、あるいは事実化する可能性が等しいという前提が偽であるかのどちらかでしかない。

しかし、ある現象に対して、これを偶然によるものか、必然なものなのか判断することは困難である。競走でいうならば、一連のプロセスの結果、順位が与えられるとき、その順位が与えられる必然性、あるいは可能性の偏在性はどの程度否めないものであろうか。またその中に認めざるをえない偶然性はどの程度であろうか。あるいはそれ以前に「どの程度」という問いに対して回答可能かどうかとも定かではない。しかし、競争に関する語りに目を向けるならば、競走によって得られる順位は一連のプロセスの結果として与えられるものであり、その結果走者は順位を自らの能力として同定するわけである。すなわちここでは、能力＝あ

る物事に対する実現可能性の大小を、つまり可能性の偏在性を認めているわけであり、全くの偶然によって与えられるものとは考えていないわけである。

また、全くの偶然性によるならば、走者による、あるいはさらに一般的にいうならば、人間の自らの可能性に対する操作可能性が与えられていないことになる。しかし現に我々はある物事を遂行すること、ある可能性を事実化する可能性を有しているし、その延長線上において、限界はあれ、自らの可能性に対する操作可能性ももっている。

そうして考えると、偶然性の側面も否めないながら、結果的に事実化する可能性は、可能性の偏在性によるものであると考えられ、逆にいうならば、事実化した可能性は、本来的に可能性が大きかったからといえる。この問題は帰納的に与えられるものである。帰納的に競争を語るとき、その論述には広がりもたらされる。しかし同時に限界も現れる。この問題について、少し触れておきたい。

先述の獲得可能性を考えると、各存在者の能力等の属性により、その可能性には現に大小の違いが存在する場合がある。この場合、可能性に偏向があることにより、「競争」の在りようも変容する。そしてそれによって、「競争」と呼称しうる在りように幅が生じるのである。したがってこの考え方をもちいることにより、後述する「競争→質的向上」と語られる際の「競争」と、そうではない「競争」というように、同じ「競争」においても内容的差異を認めることが可能となるのである。

先例によれば、Aが1位を獲得する可能性とBが1位を獲得する可能性が異なり、かつAが1位を獲得する可能性がBよりも極めて高く、Bが1位を獲得する可能性が極めて少ない場合、有限の獲得対象をその目的とした一連のプロセスにおいて、「AとBとの間には競争関係が存在する」と語りうること、つまりその命題が真である可能性は、相対的に小さい。

しかしこれは、決して「AとBとの間には競争関係が存在する」という命題を偽とするまでの規定力をもたず、蓋然的な規定力しかもちえない。なぜなら先に述べたとおり、AとBの両者には、対象を獲得する論理的可能性が与えられており、論理上AとBの間には競争関係が存在することを否定する根拠は存在しない。帰納的理論においても、たとえ法則性が見出されていたとしても、あるいは数学的確率論的に結果の可能性が演繹されたとしても、いまだ得られていない将来的事実に対して、その可能性を否定する確たる根拠は示しえない。帰納的理論においては与えられる限りにおいてしか確たる真理として語りえないのである。しかしながら、繰り返しになるが、論理的手法を確率論にまで拡大することによって、否定することは不可能であれ、蓋然的にその可能性の大小は語りうる。

2. 4. 「競争が存在する」と語りうるための必要条件 — 基準

さらに一つ、「競争が存在する」と語りうるための必要条件として提示しうるものは、その共有して存在する可能的獲得対象が特定の競争者によって獲得される際の基準の論理性である。対象の獲得は、先述のように偶然性のみには帰すことは現に不可能である。つまり対象の獲得に際しては、そのための根拠、基準、論理性を要するのである。競走でいうならば、可能的獲得対象たる順位は、それをめぐる一連のプロセスの「結果」として与えられなければならないということである。一連のプロセスの「結果」としての物理的基準（ゴールの白線）に則することで、論理性が保たれ、それを根拠として順位が与えられるのである。

この基準の論理性においてまず問題となるのは、一連のプロセス（走り、価格設定、品質改良など）と対象が獲得される際の基準との関係である。一連のプロセスは、可能的獲得対象の獲得を目的とし、その獲得可能性を増大させるために遂行されるものである。つまり、一連のプロセスと対象の獲得可能性との間には論理性が存在するわけである。そして先述の偶然性と必然性との問題から言うならば、対象の獲得は、結果として獲得可能性の最大を根拠とされるのである。換言すれば、一連のプロセスは獲得可能性を媒介として、対象の獲得との間に論理的関係を保持しているのである。もしそうでなければ一連のプロセスは、対象の獲得上根拠として認められない。そしてさらに、一連のプロセスにおける競争とは語りえないがゆえに、競争が存在するとは語りえないのである。

例えば競走とは、「走り」という行為において速さを基準にした競争である。価格競争とは、「価格」という点を基準にした競争である。このように競争とは語られる上では、常に何らかの競争でなければならず、その何らかのプロセスをもち、かつそのプロセスから論理的に与えられる基準に則り対象が与えられるものでなければならない。注意すべきは、語ることは自らに強制力をもつものであるということである。対象が何らかのプロセスをもたなければならないのではなく、対象が何らかのプロセスをもたなければそのようには語れないということである。語ることは、他者に対する強制ではなく、自らに対する強制を不可避に持たざるをえないのである。だから、一連のプロセスと獲得可能性、対象の獲得との間に論理的関係が存在しない場合、一連のプロセスにおける競争が存在するとは語りえないのである。つまり、競争が存在すると語るうえで、上記の条件は必要条件であるといえるわけである。

また基準の論理性において問題となるのは、基準は認識＝主観に依存すること、つまり認識の限界である。例えば競走ならば、可能的獲得対象が獲得される基準は、競走の順

位という事実そのものであり、事実に基づき判定困難な場合は判定困難としても、それは判定が判定者の主観に依存することではなく、事実と対応しているがゆえに、誰一人としてそれを否定することはできない客観的な基準に基づいている。しかしこれを客観から主観のほうへ視点を変換すると、事実として、いかなる現象も「私」という視点からしか認識しえず、その認識を通してしか、いかなる現象も記述されえないし、語りえない。つまり、与えられる限りにおいてしか「私」は認識しえず、その限りにおいてしか真実として語りえない。よって、可能的獲得対象が特定の存在者に与えられる際に則る基準は、常に主観的認識の限界のうちに規定されていることを意識しなければならない。なぜならその限界のうちに規定されることにより、基準の論理性が保持されない場合があるからである。

前述の一連のプロセスと対象の獲得との論理的関係についても言及すれば、一連のプロセスは即座に対象の獲得との間に論理的関係性が保持されるのではない。必ず「私」という主観的認識に依存しなければならないのである。よって、この両者間の論理的関係性も、認識の限界のうちにしか現れないのであり、もし認識の限界のうちにこの論理的関係性は保持されえないのであれば、「競争が存在する」とは語りえないのである。

3. なぜ競争と質的向上が関係するのか

3. 1. 「競争→質的向上」の論理

「競争→質的向上」という論理で語られる「競争」とはいかなる競争なのだろうか。これについて考える前に、まず「 $A \rightarrow B$ 」と演繹されるとき、 A と B との間にある関係がいかなるものかについて少し考えたい。

「 $A \rightarrow B$ 」と演繹されるとき、その根拠は A 自身に求められねばならない。換言すれば、「 $A \rightarrow B$ 」という演繹が真であると語りうるためには、本来的に「 A 」は「 $A \rightarrow B$ 」と導出しうるような「 A 」でなければ「 $A \rightarrow B$ 」とは導出し得ないということである。確率を用いた統計的記述の形式をとるとしても、「 $A \rightarrow B$ 」という命題においてこれが真であるためには、 A という前提のうちに、 B を導出する可能性を含んでいなければならない。つまり、 B が導出されるような A でなければ、 B は導出されえないわけであるから、この論理が真実であることを論証するためには、 B が導出されるような A がいかなるものであるかを記述する必要がある。よって「競争→質的向上」という論理においては、「競争→質的向上」という論理が導出されるような「競争」がいかなるものか、あるいは「競争→質的向上」という論理が成立するためにはいかなる「競争」でなければならないか、解釈する必要がある。

「競争→質的向上」の論理を問うことはすなわち、なぜ競争を通して質的向上がもたらされるのか、と問うことである。この問いに回答可能な論理を提示しなければ、「競争→質的向上」の論理は真実として提示しえない。では、なぜ競争を通して質的向上がもたらされるのだろうか。先述した論理の関係から換言すれば、質的向上がもたらされるような「競争」とはいかなるものでなければならないのだろうか。

3. 2. 「競争→質的向上」の論理が成立する根拠

如上の競争に関する一般的記述と同様、競争を語る上では、存在者個体に論の対象を求めなければならない。経済学上においてはそれは消費者と生産者ということになる。以下、経済学にこの論理の起源を求めるわけであるが、それは「競争→質的向上」が主として語られる領域は経済学だからである。古典経済学においては完全競争市場においては均衡が達成されることが示される。「質的向上」を「均衡」に置換し考えると、我々の問いは、なぜ競争によって均衡が達成されるのか、という問いになる。しかしこれについてはすでに回答済みである。

一連の経済プロセスの結果、均衡が導出される根拠は消費者主権に求めなければならない。既述の、八代尚宏（2003）からの引用文にも示した消費者主権である。この概念に依拠することにより、はじめて競争によって均衡が達成されることの根拠が論理的に示されるのである。また、この概念に即すことで、「質」という概念は明確に規定されている。それがゆえに、後の真偽の判定もより容易となるのである。

各論者によって、消費者と生産者との関係がどのように位置づけられているか、まず確認する。以下、中村達也（1978）に依存する。

ガルブレイスは、「(消費者) 個人が経済制度における支配力の最終的な源泉である」とし、これを「公認の因果連鎖」と呼んだ。C.L.ハリスは、「購買者は、個々にではあるが、何百万という消費者が全体として価格に反応し、同時に価格を変化させる。消費者は、自らのドルによって投票を行う。購買者は、選択することの中で相対的な価格によって自ら誘導されながら生産資源の配分を方向づける」として、資源配分にも言及している。P.A.サムエルソンは、「〈何が〉生産されるかということは、消費者たちのドル投票によってきまる・・・(しかし) 消費者の投票はそれ自体では〈何が〉生産されるかということを決定しない・・・需要は財の供給と出会わなければならない。そこで、企業の費用を考慮した供給決定が消費者の需要と合わせて、〈何を〉という問題を決定するのに一役かう」¹⁷としている。

総じて、ガルブレイスとハットは、きわめて抽象的、一般的な規定であるが、しかしそれ自体では、消費者主権発現の具体的メカニズムの分析を欠いているのに対し、ハリスは、対象を市場における消費者選択に限定している点で消費者主権の具体的規定といえるが、消費者選択が資源配分をいかに方向づけていくかという媒介メカニズムの説明を欠いている。他方、サムエルソンは、消費者選択が必ずしも消費者選考そのものの実現ではなく、生産の側からの一定の制約条件によって限定づけられることを示唆しているといつてよい。すなわち、市場における消費者選択は、何らかの附帯条件なしには消費者主権をただちに実現しうるものではないのである。

以上より、消費者主権とは、単に消費者選択の自由のみではなく、自由な選択を行うべき対象である財・サービスの「メニュー」それ自体が、消費者の選考に適合した仕方で生産されているか否かを問題にする概念である。

以上から、競争によって質的向上がもたらされるという論理、換言すれば「競争」と「競争→質的向上」との間を結ぶ論理は以下のとおりである。①選択されることによって存在を継続することの可能な生産者が存在し、②消費者はその複数の生産者によって供給される複数の財＝選択肢から有限の財を選択する、その結果、③生産者は選択されることをめがけ、被選択機会の獲得可能性を増大させるために一連のプロセスを経て財を提供する、④そしてその被選択可能性を増大させるためには、消費者の選好に即す必要があり、⑤その意味で、消費者の選択行為は、消費者の選好を表すメルクマールとなっているのである。そして結果として、⑥消費者の選好に即し供給されることとなり、その意味の限りにおいて資源の効率的配分が行われ、消費者の選択行為と生産者の供給との間に均衡が達成され、質的向上がもたらされるというわけである。敷衍して言えば、まず①②③という条件が現に存在することにより、「競争が存在する」と語りうる。そしてこの競争的環境の中、⑤の条件から、現に行われる消費者による選択行為が自ら選択者の選好を表す情報であり、生産者に対して一定の制約を与える。そして④生産者は被選択機会の獲得するためには、消費者の選好に即す必要があり、よって以上のプロセスを経て結果として、⑥消費者の選好に沿うように財の供給がなされるわけである。ここでさらに各条件間の論理的関係をみるならば、⑥の結論は、④⑤の条件は前提とし、さらに④⑤の条件は、①②③の条件がなければ存在しえない。つまり、①②③から④⑤、そして⑥の事態が導き出される一連の論理は、①②③の条件から導出される「競争」が存在しない限り導出されえない論理である。だからこそ、繰り返しになるが、「競争→質的向上」という論理の真偽を判定するためには、この一連の論理を成立させるた

めの前提条件たる①②③の「競争」が何たるかを論及すればよいというわけである。

よって、「競争→質的向上」の論理を成立させるためには、この①から⑥にかけた論理を成立させるような「競争」が何か、その前提条件が何かを示す必要がある。それは例えば、④を成立させるような①が何か、あるいは⑤から⑥にかけた論理的結合を可能とするような②が何か、ということを考えればよいわけである。

では⑤から⑥にかけた論理的結合を可能とする②とは何か。⑤においては、消費者の選択は自らの選好を表すメルクマールとなっていなければならない。つまり、消費者は自らの選好に即して選択を行わなければならない。さらにその前提として、消費者は一連のプロセスの結果（価格、質）を評価できなければならない。そうでなければ、消費者の選択行為を「消費者は自らの選好に即して選択を行った」とか「財の供給はより消費者の選好に即す形で供給されるようになった」とは語れないからである。

消費者の評価は、先述の認識の限界に通ずる問題である。しかし注意すべきは、認識の限界、あるいは評価の限界とは、一般に語られる、評価者自身の評価能力という問題だけではなく、評価対象の特性によっても規定されるのである。先述のとおり、評価者は評価対象が現出の限りにおいてしか評価することができないのである。よって、評価の問題を問う際においては、評価対象の現出による評価対象に対する規定範囲を、評価者の評価能力と併せて問うことが必要である。

3. 3. 大学間競争

大学間競争でいうならば、消費者たる学生の評価の場面においては、選択行為として大学の財・サービスの質をいかにして評価可能か、という問いを立てることがそれである。これについては、質とは何か、評価能力はいかなるものであるべきか、と様々な問いが立てられようが、ここで評価対象の現出による規定範囲についてのみに言及すれば、明らかに語りうることは、大学の財・サービスを受ける時点と、選択行為を行う時点とは異なっているということである。つまり、選択者は評価を行うためには、先見性を持っているか、あるいは何らかの情報をもって先見的事実を観取しなければならないのである。ではそれらはいかにして可能になるのだろうか。また、その情報が先見的事実として近似的にも真実であることは、いかにして確かめることができるのだろうか。認識の限界と選択行為による基準の論理性について考えれば、このような問いを立てることが可能となるのである。しかしこれは認識の限界と選択行為による基準の論理性に言及するものなので、「競争→質的向上」という論理

の真偽以前に、そもそも「競争が存在する」と語りうるか否かという問題まで及ぶ問題である。よってこの問いに回答可能でない限り、「競争が存在する」とは語りえないのである。少なくとも、選択時に与えられる情報が先見的事実として近似的にも真実であることが示されないならば、あるいは選択者たる学生が選択行為を行う際に活用する情報が、大学間競争で一般に語られるような大学の「質」とは異なることが示されるならば、先述の②、⑤、⑥の間に論理的関係を認め、「競争→質的向上」が真実であるとは語りえない。「消費者の選択が効率的資源配分を導出する」と語りうるためには、消費者の選択が本来的に効率的資源配分を導出するものでなければならないのである。そのためには、財の価値を現実知覚・認識可能でなければならないのである。提供される財の価値を知覚せずには、果たしてそれを自らの選好に適する財・サービスであるか否か、判断しえないからである。よって、「競争→質的向上」の真実性を検証する上では、消費者たる潜在的学生の選択行為における、認識の限界をまずその問題の中に確かに位置づけなければならない。

おわりに

以上より、「競争が存在する」と語りうるための必要条件として、可能的獲得対象の共有、基準の論理性を提示した。そして、前者について言えば、帰納的視点から獲得可能性の偏在によって競争の有無を相対的尺度へ位置づけなおし、後者については、認識の限界が、基準の論理性の有無、延いては「競争が存在する」と語りうることの可能性の有無にまで規定力を有することを示した。以上から、本稿の課題対象たる大学間競争という領域において、消費者・選択者の認識の限界について論及することによって、そもそも「競争が存在する」と語りうるかということの検証が可能となる。

次に「競争→質的向上」と語られる際の「競争」がいかなる競争かを記述した結果、同じく消費者・選択者の選択行為における認識の限界が、「競争→質的向上」という論理の検証上、重要な位置を占める一つの条件であることを示した。

よって、大学間競争という領域においては、「競争→質的向上」と語られる際の「競争」でありうるか、ということについては、同じく消費者・選択者たる潜在的学生の認識の限界に関する論及を通して、その真偽を論ずることが可能であることを示すことができた。検証については別の機会に行う。

【引用・参考文献】

- 天野郁夫『大学改革』東京大学出版会、2004年。
- 天野郁夫「秩序の崩壊と創造」藤田英典・黒崎勲・片桐芳雄・佐藤学編『教育学年報 9 大学改革』織書房、2002年。
- 飯田 隆『言語哲学大全Ⅱ 意味と様相（上）』勁草書房、1989年。
- 飯田 隆『ウィトゲンシュタイン 言語の限界』講談社、2005年。
- 潮木守一「市場競争化の大学経営」『高等教育研究』第5集、2002年。
- 木田 元『現象学』岩波書店、1970年。
- 清成忠男『大淘汰時代の大学自立・活性化戦略』、東洋経済新報社、2003年。
- 黒羽亮一『戦後大学政策の展開』玉川大学出版部、2001年。
- 小林道夫『科学哲学』産業図書株式会社、1996年。
- 小林雅之「高等教育の多様化政策」『大学財務経営研究』第1号、2004年。
- 竹田青嗣『現象学入門』日本放送出版協会、1989年。
- 中村達也『市場経済の理論』日本評論社、1978年。
- 中山康雄『科学哲学入門 知の形而上学』勁草書房、2008年。
- 西 研『哲学的思考』筑摩書房、2005年。
- 野矢茂樹『ウィトゲンシュタイン「論理哲学論考」を読む』筑摩書房、2006年。
- 八代尚宏『規制改革「法と経済学」からの提言』有斐閣、2003年。
- 矢野真和・濱中淳子「なぜ、大学に進学しないのか ― 顕在的需要と潜在的需要の決定要因 ―」『教育社会学研究』第79集、2006、85－102頁。
- 大学審議会答申「平成12年度以降の高等教育の将来構想について」。
- 大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について―競争的環境の中で個性が輝く大学―」。
- 中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」。
- 渡邊二郎『構造と解釈』筑摩書房、1994年。
- Max Weber, Die “Objectivitat” Sozial Wissenschaftlicher und Sozialpolitischer Erkenntnis, 1904（マックス・ウェーバー（富永祐治・立野保男訳）『社会科学と社会政策に関わる認識の「客観性」』岩波書店、1998年。）
- Ludwig Wittgenstein, Tractatus Logico-Philosophicus, 1933（ウィトゲンシュタイン（野矢茂樹訳）『論理哲学論考』岩波書店、2003年。）

Paul Ricoeur, *Philosophy*, 1978 (P・リクール (坂本賢三・村上陽一郎・中村雄二郎・土屋恵一郎訳)『現代の哲学 I』岩波書店、2006年。)

-
- ¹ 1997年大学審議会答申「平成12年度以降の高等教育の将来構想について」第1章1(1)。
 - ² 1997年大学審議会答申「平成12年度以降の高等教育の将来構想について」第1章3(1)。
 - ³ 1998年大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について—競争的環境の中で個性が輝く大学—」第1章3.(2)-1(ウ)a。
 - ⁴ 2005年中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」第1章3。
 - ⁵ 2005年中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」第4章1(2)。
 - ⁶ 2005年中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」第5章1。
 - ⁷ 矢野真和・濱中淳子 (2006)、86頁。
 - ⁸ 天野郁夫 (2004)、8頁。
 - ⁹ 清成忠男 (2003)、13頁。
 - ¹⁰ 清成忠男 (2003)、24頁。
 - ¹¹ 八代尚宏 (2003)、224頁。
 - ¹² 西研 (2005)、101頁。
 - ¹³ Max Weber (1904)、46頁。
 - ¹⁴ 帰納がもつ「信頼の理由」という点における問題については、リクール (1989)、98—105頁を参照。
 - ¹⁵ 知覚直観、本質直観、ノエマ、ノエシスなどの現象学的概念については、竹田青嗣 (1989) を参照。
 - ¹⁶ ポパーの反証可能性については、中山康雄 (2008)、71—88頁を参照。
 - ¹⁷ 中村達也『市場経済の理論』日本評論社、1978年。j22

The Fundamental Study to Identify the Limitation of the Discourse about the Competitions among the Colleges and Universities

KIRIMURA, Takafumi

It is necessary to locate this research in the truth. As for telling the truth, we have to hold truth in common. Once we hold truth in common, telling has to be limited to the case where we could identify the telling as truth.

The purpose of this research is to construct the foundation for the verification of the truth of the discourse about the competitions among the colleges and universities. The discourse is that the competition among the colleges and universities brings the quality enhancement of the whole market of higher education. What is necessary to be asked for the purpose of verification of the truth of the discourse is not “will or did the competition bring the quality enhancement actually?” but “what is a competition?” or “what are the requirements for telling that the competition did bring the quality enhancement?” The necessary conditions for claiming that the quality enhancement would be achieved by the competition have to be derived logically and realistically. Neither could we claim that the discourse is true or verify the truth of the discourse until we could the requirements or conditions.